

議会運営委員会

日時 令和4年7月19日（火）午前10時～
場所 全員協議会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1～5】

(1) 検証の実施

- ・第3章 市民と議会の関係（第7条・第8条）
- ・第4章 議会と市長等の関係（第9条～第11条の3）
- ・第5章 議会の機能の強化（第12条・第13条）
- （・第6章 議会の運営（第14条～第16条））

2 議会運営委員会の行政視察について

(1) 調査事項の確認、決定

3 その他

(1) 環境市民厚生常任委員会の行政視察について

7月29日（金） 滋賀県東近江市（重層的支援体制の整備について） 委員8人

(2) 今後の委員会等の日程

7月21日（木） 10:00～ 議員団研修会（吾郷孝志氏^{あごうたかし}）

13:30～ 総務文教常任委員会・決算分科会

22日（金） 13:30～ 環境市民厚生常任委員会・決算分科会

25日（月）～27日（水） 総務文教常任委員会行政視察

（茨城県つくば市、東京都足立区、千葉県印西市）

28日（木） 13:30～ 産業建設常任委員会・決算分科会

29日（金） 環境市民厚生常任委員会行政視察（滋賀県東近江市）

8月 8日（月）～ 9日（火） 議会運営委員会行政視察

（兵庫県西脇市、岡山県倉敷市）

17日（水） 10:00～ 議会運営委員会

（議会基本条例の検証及び見直し等）

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章	目的	第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。			新清流会：対象外 緑風会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	総則	議会の役割	第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		第2条 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。		<緑風会>議会への報告、連絡、相談がなっていない。常任委員会での報告が不十分であるため、市民に説明ができない。議員の監視機能が弱体化している。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第2章	議会及び議員の活動原則	第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。					
		(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。	第1章 総則（目的、議会の役割） 第2章 議会及び議員の活動原則に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(4) 市政への市民参加を推進すること。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策立案及び施策の提言につながるよう努めること。	議会の活動原則に、政策立案、施策の提言を明記（R3）		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	(R3一部改正)						
	議員の活動原則	第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。					
		(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。		<緑風会>各常任委員会で幅広い市民の声を傾聴するよう努力をすること。常任委員会等の活動をする上で、緊張感と責任ある行動をすること。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。				4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
	会派	第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	【運用基準2】会派の果たすべき役割	<緑風会>各市の現状を鑑み、今後人数の検討をすべき。社会が多様化している中で、幅広い考え方をもちた会派を編成することで、市民福祉の増進につなげられるのではないかと。会派結成は3名→2名でできるように変更してはどうか。幹事長（会派代表者）討論は、一般質問になっていた。討論が必要。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	・会派の果たすべき役割を明確化 ・幹事長（会派代表者）討論の開催（R3）			
	災害時の対応	第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。	【運用基準3】災害時の対応	<公明党議員団>今後、タブレット端末を生かした災害報告の拡充・充実。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：B	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。 (R3一追加)	・亀岡市議会災害対応マニュアルの策定 ・フロー図作成（R1） ・議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け（R3）			
第3章 市民参加及び市民との連携	市民参加及び市民との連携	第7条 議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信（H21.12～） ・議会報告会の開催（※第8条1にも記載） ・土曜議会開催（H22.3・H24.3代表、H25.3個人） ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開（H23.9～） ・議会だよりの充実（H24.4～16P改編） ・一般質問通告の具体化（H24.6～） ・予算・決算審査の録画配信（H25.9～） ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信（H26.4～） ・傍聴規則の改正（H27.1）→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施（H27） ・議会バックボードの作成（H27） ・無料アプリ「マチイロ」（i広報紙）の運用開始（H28～） ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応（H29） ・常任委員会（議案審査）の録画配信（R3.9～）			

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
市民参加及び市民との連携	第7条	3	議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 参考人制度の活用 H25：4回（常任委員会・決算特別） H26：4回（常任委員会・議運・決算特別） H28：1回（常任委員会） H30：1回（常任委員会） ※R1以降なし（意見交換会として実施） 	<緑風会>参考人制度をさらに活用すべき。より幅広い意見を聞く必要がある。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		4	議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	【運用基準5】請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保 ・会議における請願者等の意見陳述機会を制度化（手続きを規定） （H27：5回、H28：2回、H29：5回、H30：7回、R1：6回、R2：1回、R3：1回、R4：5回）		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		5	議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> わがまちトーク、委員会の意見交換会等の開催（※第8条2に記載） 議員団研修会の公開 議場の多目的活用（亀岡祭くじ取り式、議員団研修会、幹事長（会派代表者）討論等） パブコメ実施（H22議会基本条例、H24暴力団排除条例、H26定数報酬） 子ども議会、高校生議会、中学生議会等を実施（H27、H28、H30、R3（吉川小、東輝中）） 街頭アンケート、まち歩きトーク（R3） 	<共産党議員団>議場見学などについては、学校教育の一環で学校ごとに見学に来られることがあるが、一般市民向けにも開放する機会があってもよいのではないかと。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
議会報告会等	第8条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 各定例会後に議会報告会を開催（H22.11～H25.11） 各定例会後に議会報告&わがまちトークを開催（H25.5～H28.2） 3月、9月定例会後に議会報告会を開催（H28.4～H29.10） 議会報告会を「毎年開催する」を「行う」に改正（H30） 	<共産党議員団>わがまちトークについては、市民が忌憚なく意見を言って交流できる場になりつつあるところで、新型コロナウイルス感染症の影響で中断しているが、市民同士、市民と議会の意見交換が中心となり、重要な案件や議決のあとで市民から説明責任を求められるような場合は、議会報告にシフトした会が求められる。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
	議会報告会等	第8条 2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	<p>【運用基準6】議会報告会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の意見交換会の開催 H27：2回（子育て支援団体、観光協会） H28：1回（商店街連盟） H29：2回（子育て支援団体、商工業団体） H30：2回（京都府2回） R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府） R2：3回（商工会議所等、森の京都DMO、新規就農者） R3：5回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都DMO） ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H27：1回（NPO団体） ・わがまちトーク（自治会版）の開催 （H28：5回、H29：5回、H30：7回、R1：1回、R2：1回） ・わがまちトーク（各種団体版）の開催 H29：1回（成人式実行委員会） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3） 	<共産党議員団>議員がファシリテーターとして市民の市政への願いや意見を気軽に出し合えるための進め方を共有し、よりよい意見交換の場になるよう充実させたい。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第4章	議会と市長等の関係		議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。			
		第9条 (1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・質問通告書様式変更（具体化）（H24.6～） ・一問一答制の導入（個人質問） ・一般質問の充実（4日間開催）（R3.12～） ・一般質問の充実（副議長・監査委員の質問権付与）（R4.3～） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。	<p>【運用基準7】反問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化 	<緑風会>反問権を忠実に守っていただき、反論にならないようにすべき。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
議会審議における論点の明確化	第10条	<p>議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算</p>		<緑風会>議会から指摘されてからの資料作成、提出では、審査に影響が出る。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		<p>2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準8】予算決算説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・決算「決算に関する主要施策報告書」 ・事前勉強会の実施（R3～） 	<緑風会>議会から指摘されてからの資料作成、提出では、審査に影響が出る。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	政策執行に対する議会の評価	第11条	<p>議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。</p>	<p>【運用基準9】議会の政策評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価を発展して対応 ・評価シートの見直し・変更（R2） 	<共産党議員団>決算審査の事務事業評価の評価シートが見直されたが、点数のつけ方とそれに基づく総合的な評価の仕方は改良の余地が残っているのではないか。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	文書による質問	第11条の2	<p>議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。</p>	<p>【運用基準10】文書質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正（H30） （H24：2回、H25：2回、H26：1回、H27：1回、H28：1回） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	決議等への対応	第11条の3	<p>議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準11】決議・請願への対応等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加） H28：1回（請願：私立幼稚園就園補助金） H30：1回（附帯決議：一般会計決算） R1：1回（附帯決議：一般会計補正予算） R2：3回（附帯決議：一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例、一般会計決算） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第5章	議会の機能の強化	96・2の議決事項	第12条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準12】議決事項の拡大 ・議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加（H22）→総合計画の基本構想及び基本計画（H28特別委員会設置による審査を実施）		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		調査機関の設置	第13条 1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	【運用基準13】調査機関 ・調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。 (事例なし)		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。				
3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。							
第6章	議会の運営	第14条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入（H30）	<緑風会>3月議会において、各常任委員会の別日開催が必要。もっと余裕を持った日程調整が必要。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。					
議員間の自由討議	議員間の自由討議	第15条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。	【運用基準14】議員間の討議 ・議員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化（H28）		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。					

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
議員間の自由討議	議員間の自由討議	第15条	3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・政策研究会 H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3、R4：12名（現11名）（LGBTQ+） ・委員会 ＜環境厚生常任委員会＞ H29（子どもの貧困について提言） ＜総務文教、産業建設常任委員会＞ R2（新型コロナ対策に係る提言） ＜公共交通対策特別委員会＞ R2（デマンド交通に係る提言） ＜産業建設常任委員会＞ R3（農林業施策、観光施策に係る提言） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第16条	委員会、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任 	＜新清流会＞ 非常時（コロナ濃厚接触者となり自宅待機となった場合など）の会議出席について、ズームなどSNSを活用しての出席の扱い方を条件整備すべきではないか。 ＜公明党議員団＞コロナ禍等で、本人が感染、または濃厚接触者となった場合、リモートでの参加も出席と認める。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第17条	議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。	【運用基準15】政策研究会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本条例に規定（H28） ・議会の活動に位置付け（R3） H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3-R4：12名＜現11名＞（LGBTQ+） （※第15条3に記載） 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第17条	2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。 (R3一部改正等)				
広報広聴の充実	第18条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準16】広報広聴の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴特別委員会の設置（H23～） ・広報広聴会議の設置（H25～） ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設（H26.4～） ・議会ホームページのリニューアル（R3） （※取組の詳細は第7条2に記載） 	＜緑風会＞議会の広報広聴機能と発信力強化のため、必要であれば費用を計上すべき。 ＜共産党議員団＞過去の様々な経緯を経て現在の「広報広聴会議」という形が継続しているが、今後の活動や組織の在り方については、検証することも必要ではないか。	新清流会：A 緑風会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
	議員研修の充実	第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準17】議員研修 ・議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい ・全国都市問題会議参加の見直し (R3)	<緑風会>全国都市問題会議への参加を見直したが、議員研修費に入れるのか、政務活動費に計上するのかを検討。 <共産党議員団>引き続き、よりよい研修の在り方について議論する必要がある。 <公明党議員団>リモートによる議員研修会も可能とする。また、議員が出席できない場合、リモートによる参加を出席と認める。	新清流会：A 緑風会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議会事務局	第20条 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		<緑風会>LGBTQ+政策研究会を例に挙げても、政策形成を向上させるには、事務局の調査・法務機能充実のための予算配置、人員配置がさらに必要であると考ええる。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。			4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員の政治倫理	第21条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定 (H20.3)		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。				
	議員定数	第22条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討 (H26) →定数2人削減	<緑風会>議員定数を削減した平成26年から人口減である。人口ベースで定数24名→20名にすべき。今期での改正議論を望むが、遅くとも来期(18期)中には、人口にあった定数削減の議論と結論を出すべきである。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
2 議員定数は、別に条例で定める。						
議員報酬	第23条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討 (H26) →現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活 (H28) ・期末手当の減額 (R2)	<緑風会>議員報酬は、報酬審議会に諮った上で金額変更を行うべきである。	4会派：A ※意見あり	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	2 議員報酬は、別に条例で定める。					

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
	政務活動費	第24条	<p>政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。</p>				
			<p>2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費運用基準に沿った運用 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			<p>3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。</p>	<p>【運用基準18】政務活動費の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の閲覧及びホームページに掲載 ・会派の視察報告書をホームページに掲載(R3) 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第8章	最高規範性及び検証等	第25条	<p>この条例は、議会における最高規範である。</p>			新清流会：対象外 緑風会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第26条	<p>議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>【運用基準19】条例の検証及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期中間年及び最終年に議運で実施(前回：R2.6~10(任期中間年に実施)※条例改正はR3.3) 		4会派：A	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第3章 市民と議会の関係
 (市民参加及び市民との連携)

第7条

2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。

※参照【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供

○具体的方策・取組状況等

- ・本会議のライブ中継・録画配信 (H21.12～)
- ・議会報告会の開催 (※第8条1にも記載)
- ・土曜議会開催 (H22.3・H24.3 代表、H25.3 個人)
- ・議案の賛否状況の公開
- ・委員会記録・資料の公開 (H23.9～)
- ・議会だよりの充実 (H24.4～16P 改編)
- ・一般質問通告の具体化 (H24.6～)
- ・予算・決算審査の録画配信 (H25.9～)
- ・会議録検索システムの公開・機能性向上
- ・フェイスブックによる情報発信 (H26.4～)
- ・傍聴規則の改正 (H27.1) →筆記のためのPC 利用等、現状に即して見直し
- ・議長記者会見の実施 (H27)
- ・議会バックボードの作成 (H27)
- ・無料アプリ「マチイロ」(i 広報紙) の運用開始 (H28～)
- ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応 (H29)
- ・常任委員会(議案審査) の録画配信 (R3.9～)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団B 公明党議員団B

《意見》

- ・各常任委員会のライブ中継・録画配信ができていない。議長記者会見バックボードの作成ができていない。(緑風会)
- ・常任委員会の動画配信については、YouTube 配信など、設備投資をできるだけしなくてもできるやり方を模索して実施されたい。まずは、録画配信から始めて、安定的な配信の実績を確認し次第、ライブ配信にも取り組めたらよい。バックボードについては、経費をかけずに議会らしいメッセージ性がある工夫をすればよい。バックボードだけでなく、記者会見をする人の横や前に議会からのメッセージを入れる工夫ができるのでは。(共産党議員団)

- ・全員協議会室だけでなく、常任委員会の見える化。録画配信を含む情報の提供。
(公明党議員団)

◎今回の検討事項

- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<これまでの検討経過>

常任委員会のYouTube配信の実施について

- ・6月27日開催の議会運営委員会において、広報広聴会議から検討状況を報告済み。(会議録参照)
- ・広報広聴会議及び事務局において、運用基準案を作成。【別紙No.3】

会議録(抜粋)

常任委員会のYouTube配信については、複雑な編集作業は必要ないと考えており、まずは録画配信から始めて、動画編集から配信まで安定的にできるようになれば、ライブ配信の実施も検討していければと考えている。動画の初めに日時や会議名、議題、出席委員、出席理事者などを表示し、後はそのまま配信する形としたい。また、配信を行うには運用規程等の整備も必要になってくるが、これについては、事務局と連携してつくっていききたい。広報広聴会議で考えをまとめた上で、議会運営委員会に実施する方向で諮りたいと思っている。

バックボードについて

- ・6月27日開催の議会運営委員会において、広報広聴会議から検討状況を報告済み。(会議録参照)

会議録(抜粋)

議長記者会見で使用するバックボードの図柄を変えてはとの意見であるが、制作費用を考えると、まずは予算をかけずに効果的にアピールできないかとの議論になっている。京都府議会では、必要に応じてバックボードに写真や文字を貼るといった工夫をされており、本市議会でも取り入れていききたいと考えている。また、のぼりやテロップ的な三角柱を置くことも検討している。表示内容については、プラごみゼロの取組といった議会が市と共同して進めている施策、LGBTQ+の政策提言に関わることなど、議会としてアピールできることを中心に検討していききたいと思っている。

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第3章 市民と議会の関係
(市民参加及び市民との連携)

第7条

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。

○具体的方策・取組状況等

- ・参考人制度の活用
H25：4回（常任委員会・決算特別）
H26：4回（常任委員会・議運・決算特別）
H28：1回（常任委員会）
H30：1回（常任委員会）
※R1以降なし（意見交換会として実施）

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

《意見》

- ・参考人制度をさらに活用すべき。より幅広い意見を聞く必要がある。（緑風会）

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

- ・参考人に関する制度

地方自治法（抜粋）

第 115 条の 2

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

亀岡市議会会議規則（抜粋）

第 84 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

亀岡市議会委員会条例（抜粋）

第 28 条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

先例・申合せ（抜粋）

175 委員会において参考人の出席を求め意見を聴いた例がある。

<事例>

- ・平成 26 年 6 月 17 日総務文教常任委員会（公契約条例について）
- ・平成 26 年 7 月 29 日議会運営委員会（議員定数及び議員報酬改正素案について）
- ・平成 26 年 9 月 29 日決算特別委員会総務文教分科会（平成 25 年度一般会計決算認定について）
- ・平成 26 年 11 月 21 日環境厚生常任委員会（公的年金制度について）
- ・平成 28 年 9 月 16 日環境厚生常任委員会（公立南丹病院の病院名の変更について）
- ・平成 30 年 11 月 30 日環境厚生常任委員会（プラスチックごみについて）

- ・参考人費用弁償の予算措置状況

@ 2, 600 円×5 人=13, 000 円（不足が生じる場合は財政協議）

- ・R1 以降、参考人制度の活用はないが、互いの意見を交換する場として、各委員会において意見交換会を開催している。

R1：4 回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府）

R2：3 回（商工会議所等、森の京都 DM0、新規就農者）

R3：5 回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都 DM0）

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条

5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

○具体的方策・取組状況等

- ・わがまちトーク、委員会の意見交換会等の開催
- ・議員団研修会の公開
- ・議場の多目的活用（亀岡祭くじ取り式、議員団研修会、幹事長（会派代表者）討論等）
- ・パブコメ実施（H22 議会基本条例、H24 暴力団排除条例、H26 定数報酬）
- ・子ども議会、高校生議会、中学生議会等を実施（H27、H28、H30、R3（吉川小、東輝中））
- ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3）

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

《意見》

- ・議場見学などについては、学校教育の一環で学校ごとに見学に来られることがあるが、一般市民向けにも開放する機会があってもよいのではないか。
(共産党議員団)

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○議場の活用（府内15市の状況）	*亀岡市	
・学校からの議場見学	13市*	※学校より依頼
・小学生・中学生・高校生議会	4市*	
・議員研修会場	2市*	
・くじ取り式	2市*	
・親子議場見学	1市（京都市）	
・市民の議場見学	1市（八幡市）	※個別対応
・行政視察会場	1市（舞鶴市）	
・ほとんどの委員会	1市（宮津市）	※コロナ対策
・全員協議会	1市（宇治市）	
・意見交換会	1市（京田辺市）	
・議場の貸出し	1市（南丹市）	
・幹事長（会派代表者）討論	1市*	

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第3章 市民と議会の関係

(議会報告会等)

第8条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする

※参照【運用基準6】議会報告会等

○具体的方策・取組状況等

- ・各定例会後に議会報告会を開催 (H22.11～H25.11)
- ・各定例会後に議会報告&わがまちトークを開催 (H25.5～H28.2)
- ・3月、9月定例会後に議会報告会を開催 (H28.4～H29.10)
- ・議会報告会を「毎年開催する」を「行う」に改正 (H30)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

《意見》

- ・わがまちトークについては、市民が忌憚なく意見を言って交流できる場になりつつあるところで、新型コロナウイルス感染症の影響で中断しているが、市民同士、市民と議会の意見交換が中心となっており、重要な案件や議決のあとで市民から説明責任を求められるような場合は、議会報告にシフトした会が求められる。(共産党議員団)

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○議会報告会・わがまちトークの開催状況（過去5年分）

- H28 議会報告会&わがまちトーク（6自治会）、議会報告会2回（市民ホール）、わがまちトーク（2自治会）
- H29 議会報告会2回（市民ホール）、わがまちトーク自治会版（2自治会）、わがまちトーク（成人式実行委員会）
- H30 わがまちトーク自治会版（7自治会）
- R1 わがまちトーク自治会版（西別院町）
- R2 わがまちトーク自治会版（千代川町）

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第3章 市民と議会の関係
(議会報告会等)

第8条

2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

※参照【運用基準6】議会報告会等

○具体的方策・取組状況等

- ・委員会の意見交換会の開催
H27：2回（子育て支援団体、観光協会）
H28：1回（商店街連盟）
H29：2回（子育て支援団体、商工業団体）
H30：2回（京都府2回）
R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府）
R2：3回（商工会議所等、森の京都DMO、新規就農者）
R3：5回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都DMO）
- ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H27：1回（NPO団体）
- ・わがまちトーク（自治会版）の開催（H28：5回、H29：5回、H30：7回、R1：1回、R2：1回）
- ・わがまちトーク（各種団体版）の開催 H29：1回（成人式実行委員会）
- ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3）

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

《意見》

- ・議員がファシリテーターとして市民の市政への願いや意見を気軽に申し合えるための進め方を共有し、よりよい意見交換の場になるよう充実させたい。
(共産党議員団)

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(議員と市長等の関係)

第9条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。

(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。

※参照【運用基準7】反問

○具体的方策・取組状況等

- ・反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・反問権を忠実に守っていただき、反論にならないようにすべき。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(議会審議における論点の明確化)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 提案の理由及び経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる政策等のコスト計算

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

《意見》

- ・議会から指摘されてからの資料作成、提出では、審査に影響が出る。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係
(議会審議における論点の明確化)

第10条

2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

※参照【運用基準8】 予算決算説明資料

○具体的方策・取組状況等

- ・ 予算「一般会計当初予算案施策の概要」
- ・ 決算「決算に関する主要施策報告書」
- ・ 事前勉強会の実施 (R3～)
- ・ 企業会計予算資料の整理等 (R4.3)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会B 共産党議員団B 公明党議員団A

《意見》

- ・ 議会から指摘されてからの資料作成、提出では、審査に影響が出る。(緑風会)
- ・ 理事者側に求めるべきことであるが、予算や決算の資料は、分かりやすく詳細な資料を作成いただいているが、予算は前年度予算の資料をベースに、決算は前年度決算の資料をベースに作成されており、整合性が取れていないこともあるので、その点を理事者側に統一していただきたい。(共産党議員団)

◎今回の検討事項

- ・ 《評価》《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(政策執行に対する議会の評価)

第11条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

※参照【運用基準9】議会の政策評価

○具体的方策・取組状況等

- ・事務事業評価を発展して対応
- ・評価シートの見直し・変更 (R2)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

《意見》

- ・決算審査の事務事業評価の評価シートが見直されたが、点数のつけ方とそれに基づく総合的な評価の仕方は改良の余地が残っているのではないか。
(共産党議員団)

◎今回の検討事項

- ・《評価》《意見》に対する検討
- ・議会運営委員会としての評価決定
A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合
継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○事務事業評価表及び評価結果(現様式となった過去2年分)【別紙No.4】

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営

(定例会の回数及び会期)

第14条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。

2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。

○具体的方策・取組状況等

- ・ 常任委員会審査の原則別日開催
- ・ 通年議会の導入 (H30)
- ・ 一般質問4日間実施 (R3.12～)

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・ 3月議会において、各常任委員会の別日開催が必要。もっと余裕を持った日程調整が必要。(緑風会)

◎今回の検討事項

- ・ 《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○令和4年2月特別議会・3月議会日程表【別紙No.5】

令和4年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第6章 議会の運営 (委員会の活動)

第16条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。

○具体的方策・取組状況等

- ・ 常任委員会の月例開催
- ・ 監査委員の常任委員就任

○各会派の検討結果

《評価》 4会派「A」

《意見》

- ・ 非常時（コロナ濃厚接触者となり自宅待機となった場合など）の会議出席について、ズームなどSNSを活用しての出席の扱い方を条件整備すべきではないか。（新清流会）
- ・ コロナ禍等で、本人が感染、または濃厚接触者となった場合、リモートでの参加も出席と認める。（公明党議員団）

◎今回の検討事項

- ・ 《意見》に対する検討
- ・ 議会運営委員会としての評価決定
 A達成 B一部達成 C未達成 対象外
- ・ 今後の方向性 ※B・C評価の場合
 継続して取り組む 新たな取組を検討 条項を改正する その他

<参考>

○委員会のオンライン開催について

全国市議会議長会において、今後、地方議会がデジタル社会の進展に対応する必要性が高まるとの意見がある一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまで例外的なものであると考えられることや地方自治法の改正によるものでないことから、「標準」とすることは時期尚早との意見が出され

た中で、「標準」の改正が見送られ、仮に改正する場合、どの規定を改正するのが適当か、「標準」をベースに参考例が示された。(以下参照)

○全国市議会議長会の例示

委員会条例（該当箇所）

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りではない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届け出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

（委員長及び委員の除斥）

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

（出席説明の要求）

第21条 第1項省略

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

（公述人の決定）

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

(参考人)

第29条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

会議規則（該当箇所）

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9条の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集賢者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

常任委員会のYouTube配信について

1 運用基準

「亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準（案）」のとおり

2 編集・掲載

タブレット端末のカメラ機能、動画編集アプリ、通信機能等を活用し、広報広聴会議において編集・掲載する。

3 配信開始時期（予定）

10月の月例常任委員会より試行実施

※今後、YouTubeチャンネル開設に向けた準備作業を行い、9月末までに亀岡市議会チャンネルを開設予定

※広報広聴会議で試行配信の状況を確認し、本格運用に向けて検討を行う。

亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準（案）

亀岡市議会では、動画共有サービスYouTubeを利用した亀岡市議会動画チャンネル（以下「本チャンネル」という。）の運用にあたり、亀岡市議会ソーシャルメディア運用方針（以下「運用方針」という。）及び亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン（以下「運用ガイドライン」という。）の規定のほか、以下のとおり亀岡市議会YouTubeチャンネル運用基準（以下「運用基準」という。）を定めます。

本チャンネルをご覧になれる場合は、運用方針、運用ガイドラインに加えて、本運用基準に同意されたものとみなします。

1. 目的

この運用基準は、亀岡市議会が動画共有サービスYouTubeを利用した動画による議会情報の配信を行うにあたり、必要な事項を定めます。

2. YouTubeチャンネル名

亀岡市議会YouTubeチャンネル（仮称）

<https://www.youtube.〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇>

3. 投稿内容

常任委員会の録画配信並びに議長、議会運営委員会もしくは広報広聴会議が必要と認めたものとします。ただし、配信内容は亀岡市議会（以下「市議会」という。）の公式記録ではありません。

4. 運営管理
広報広聴会議

5. 投稿時間

原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に不定期で投稿します。ただし、必要と認められる場合は、この時間以外にも投稿する場合があります。

6. 利用方法

本チャンネルは、情報発信の手段として運用するため、原則として、利用者は動画等にコメントの投稿を行うことはできません。動画等へのご意見、ご質問等がある場合は、広報広聴会議もしくは議会事務局へお問い合わせください。

7. 知的財産権

本チャンネルに掲載されている写真、イラスト、動画、記事等の著作権は、市議会や正当な権利を有する者に帰属します。また、本チャンネルの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

8. 個人情報

本チャンネルにおいて、市議会が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律及び亀岡市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏洩がないように適切に対処します。また、個人情報を収集する際は、目的を明示し、明示した利用目的の範囲内で利用します。

9. 免責事項

- (1) 市議会は、掲載情報の正確性、完全性、有効性等を保証するものではありません。
- (2) 市議会は、本チャンネルの内容によって、利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 市議会は、YouTubeのシステムに関する質問等については、一切答えません。また、本チャンネルに関連する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) YouTubeの画面に企業広告が現れる場合がありますが、市議会とは一切関係がありません。また、広告によるいかなる理由による損害について、市議会は一切の責任を負いません。
- (5) 市議会は、予告なく運用基準の変更や運用方法の見直し、また本チャンネルの運用を中止することがあります。

10. 適用

この運用基準は、令和4年 月 日から適用します。

事務事業評価表

評価対象事務事業名	
-----------	--

委員会論点	
-------	--

★評価は1区分 0～5点の間で採点
(最高評価点：5点)

区 分	No.	評価の視点	評価	委員名					
必要性	1	目的に照らして事業の必要性はどうか。							
妥当性	2	公的関与の範囲は適切であり、市が行うべき事業であるか。							
効率性・費用対効果	3	コストは効率的で費用対効果は高いか。							
成 果	4	十分成果があらわれているか。							

合計



100点換算	評価基準		評価
	5	きわめて良好である	100点
	4	良好である	76～99点
	3	おおむね適正である	51～75点
	2	課題がある	26～50点
	1	かなり問題がある	1～25点
	0	不適正である	0点

総合評価	1 拡充 2 現状維持 3 見直しの上継続 4 見直しの上縮小 5 休止・廃止・終了 6 その他 ()	総合評価結果	
------	---	--------	--

意見 改善点など	
-------------	--

令和2年決算特別委員会 事務事業評価結果

番号	事業名	点数	評価	意見等
1	移住・定住促進経費(移住促進施設事業経費)	38点 課題がある	4 見直しの上縮小	○「離れ」にのうみについては、移住定住促進と観光振興を同時に進めているが、成果につながっていない。目的を観光振興にするなど、施設活用を再検討されたい。
2	文化振興経費(かめおか霧の芸術祭に係る経費)	39点 課題がある	4 見直しの上縮小	○市民の認知度が低いので、市民への説明責任をしっかりと果たされたい。 ○これ以上関連事業を増やすと、ますます市民にとってわかりにくい事業となるため、規模を縮小し、財政支出を増やさないようにされたい。
3	生涯学習推進経費	40点 課題がある 26点 課題がある 45点 課題がある	6 その他	○生涯学習賞については、市民の受賞に特化することの検討と併せ、この事業が本当に市民福祉の増進に寄与しているのか、事業の継続について検証・見直しをされたい。 ○俳句事業については、廃止すべきという委員からの厳しい意見もある中で、学校に負担をかけることなく、市民を対象とした事業となるよう、根本的な見直しをされたい。 ○ギャラリーかめおかについては、今後、作成される大規模改修計画により、効果的な改修となるよう努められるとともに、指定管理についても民間の活用も含め検討されたい。
4	セーフコミュニティ推進事業経費	50点 おおむね 適正	3 見直しの上継続	○次回の認証取得を受けず、これまでのノウハウを生かして、市独自の安全・安心の取組を進められたい。 ○セーフコミュニティ活動に対する市民の認知度を高め、より積極的な市民参画を図られたい。
5	環境保全対策経費	87点 良好	1 拡充	○市民や事業者と一体になった事業展開を図り、成果が可視化できるよう一層工夫されたい。
6	ごみ減量・資源化等推進事業経費	84点 良好	1 拡充	○ごみの再資源化に向け、ごみの分別に対する市民意識を高めていくための具体的な取組を進められたい。
7	介護予防・日常生活支援総合事業経費(介護保険事業特別会計)(高齢者介護予防拠点活動支援事業委託料)	78点 良好	3 見直しの上継続	○市民ニーズを的確にとらえ、地域での取組みがさらに広がるよう検討し、引続き事業を継続されたい。
8	農業担い手づくり育成事業経費	69点 おおむね 適正	1 拡充	○農家所得の向上に向け、現事業の見直しを行うとともに、新規就農者の育成等に係る専任マネージャーの充実とともに、亀岡農業をマネジメントできる人員を配置することにより、集落営農等が安定して維持・発展できるよう一層努力されたい。
9	商工業振興対策経費(かめおか元気企業支援事業補助経費、かめおか元気商店街等支援事業経費)	73点 おおむね 適正	1 拡充	○亀岡商工会議所とさらに連携を深め、事業内容を見直し、しっかりと予算を確保されたい。また、各事業を一過性で終わらせるのではなく、どのように将来につなげていくのかについてのチェック体制を整えられたい。
10	観光推進経費(亀岡市観光協会運営費補助経費、亀岡市観光協会宣伝事業等補助経費)	73点 おおむね 適正	1 拡充	○コロナ禍にある社会情勢を鑑み、観光施策をスクラップ・アンド・ビルドにより見直し、亀岡市観光協会や森の京都DMO等と連携強化を図り、行ってみたいまち、住みたいまち亀岡を目指し、シティープロモーションにつながるよう、より一層充実した取組とされたい。

令和3年決算特別委員会 事務事業評価結果

番号	事業名	点数	評価	意見等
1	学校運営経費(選択制デリバリー弁当実施経費)	43点 課題がある	3 見直しの上継続	○デリバリー弁当の現状について、しっかりと基礎調査を行い現状把握に努めるとともに、事業者とも綿密に連携し、目的に沿った事業となるよう努められたい。 ○将来的に目指すべき中学校給食の完全実施に向けた調査・検討の進捗状況が見えないため、検討状況を明らかにされたい。
2	放課後児童対策経費	60点 おおむね適正	3 見直しの上継続	○関係者のニーズをしっかりと把握し、支援員・補助員の人員確保及び場所の安定確保に努められたい。
3	教育委員会経費	60点 おおむね適正	3 見直しの上継続	○教育委員会の透明性をより高め、教育委員の意見がどのように教育行政に生かされているのか明らかにされたい。
4	移住・定住促進経費	50点 課題がある	3 見直しの上継続	○「離れ」にのうみの指定管理者に対し、宿泊者を増やすための努力を見せるよう求められたい。 ○人口減少を食い止めるため、市が部署間の連携を取り、全体が一丸となって移住・定住促進施策に取り組まれたい。
5	環境保全対策経費	93点 良好	1 拡充	○ポイ捨て防止重点地域におけるデータを蓄積、分析することで情報を可視化し施策に反映されたい。 ○エコウォーカーという新たな取組みを活用し市民参加を促すとともに、環境教育を進められたい。
6	生活保護運営対策経費	93点 良好	2 現状維持	○生活保護を必要とし、対象となる方を漏れなく支援されたい。 ○生活保護の対象にはならないが、支援等が必要な方に対し、就労支援等、次の支援に繋げられるようサポートを行われたい。
7	子ども・子育て支援経費(子どもの貧困実態調査・計画策定業務委託料)	88点 良好	1 拡充	○子どもの生活状況調査の結果を有効に活用し、子どもの貧困対策計画を策定するとともに、取り組めることから速やかに推進されたい。
8	林業担い手育成事業経費	10点 かなり問題	6 その他(事業名に対して必要な予算措置がされていない)	○現状として、この経費は亀岡市森林組合の作業員に対してのみ使用されており、本来の事業趣旨・目的に沿った予算措置がされていない。もう一度初心に戻り、林業の担い手育成とは何なのかをしっかりと再認識し、担い手育成を最優先に考え、森林整備計画を作成の上、必要な予算の確保や体制整備を図られたい。
9	観光推進経費(外国人観光客向け観光案内所窓口強化業務委託料)	14点 かなり問題	4 見直しの上縮小	○現在のコロナ禍においては、事業目的に対しての必要性がほとんど感じられない。この状況の中で、どのように有能な人材を育成・確保していくのかを考え、通常の観光案内に戻し、取り巻く環境に応じた仕組みを構築されたい。
10	観光推進経費(亀岡市観光協会運営費補助経費)	43点 課題がある	3 見直しの上継続	○正確な観光入込客数のデータを把握し、各関係機関との連携を事細やかに行うとともに、的確な戦略を立てることが出来る人材の確保と組織をつくられたい。また、観光の宣伝については、各交通機関や地元観光事業者と協力し、観光客に喜ばれる仕組みを構築されたい。
11	観光推進経費(亀岡市観光協会宣伝事業等補助経費)	43点 課題がある	3 見直しの上継続	

令和3年亀岡市議会定例会 令和4年2月特別議会・3月議会日程表

Ver.040719

【3月議会期間31日間】

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
7	月	【2月特別議会】	
8	火		
9	水		
2/10	木	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
11	金	(建国記念の日)	
12	土		
13	日		
14	月	【議案送付】 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議	議案概要、2/21の議事日程等
15	火		
16	水		
17	木		
18	金	10:00～ 総務文教常任委員会（月例） 13:00～ 議員団研修会 15:00～ 全員協議会	
19	土		
20	日		
21	月	10:00～ 【定例会再開】 <12:00 一般質問通告期限／17:00 請願書等提出期限>	諸報告、会議録署名議員指名、 施政方針・提案理由説明
22	火		
23	水	(天皇誕生日)	
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
3/1	火	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
2	水	10:00～ 【一般質問（代表）】	
3	木	10:00～ 【一般質問（個人）】 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時 質疑通告期限>	追加議案概要、 3/7・3/9の議事日程等
4	金	10:00～ 【一般質問（個人）】	
5	土		
6	日		
7	月	10:00～ 【一般質問（個人）】 終了後 予算特別委員会	提案理由説明、質疑、付託、 予算特別委員会の設置 予特正副委員長の互選
8	火	10:00～ 3 常任委員会 <委員会終了時 討論通告期限>	付託議案審査（補正予算等）
9	水	10:00～ 3 常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 終了後 【補正予算等採決】 終了後 3 常任委員会 (終了後 予算特別委員会事前調整)	委員長報告 討論順序、採決順序等 予特正副委員長名報告、 補正予算等採決 付託議案審査（条例等）

令和3年亀岡市議会定例会 令和4年2月特別議会・3月議会日程表

Ver.040719

【3月議会期間31日間】

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
10	木	10:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 10:20～ 予算特別委員会分科会	市長あいさつ 分科会審査
11	金	10:00～ 予算特別委員会分科会	分科会審査
12	土		
13	日		
14	月	10:00～ 予算特別委員会分科会	分科会審査
15	火	10:00～ 予算特別委員会分科会 10:30～ 予算特別委員会全体会	分科会審査（市長質疑項目の確認） 市長質疑項目の報告・決定 ※15:00 執行部へ送付
16	水	(9:30～ 予算特別委員会) 13:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 終了後 予算特別委員会分科会	※現地視察実施の場合 市長質疑項目の答弁 分科会採決
17	木	11:00～ 予算特別委員会分科会 終了後 予算特別委員会全体会 終了後 会派会議 終了後 予算特別委員会全体会	分科会委員長報告の確認 委員長報告の質疑等 討論～採決
18	金	(委員会予備日) <10:00 意見書提出期限>	
19	土		
20	日		
21	月	(春分の日)	
22	火	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 11:00～ 議運事前調整 13:30～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 終了後 会派会議 <16:00 討論通告期限>	人事議案 3/23の議事日程、人事議案、 意見書案等
23	水	10:00～ 予算特別委員会全体会 終了後 3常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 午後 【定例会休会】 議長記者会見、広報部会・広聴部会	委員長報告確認 委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決等
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		

3月議会の議会期間

平成31年 2/25（月）～ 3/25（月） 29日間（実質20日）
 令和2年 2/21（金）～ 3/24（火） 33日間（実質20日） ※3/6, 23 日程なし
 令和3年 2/22（月）～ 3/22（月） 29日間（実質20日）
 令和4年 2/21（月）～ 3/23（水） 31日間（実質21日） ※一般質問4日間